

第9 火災通報装置に関する設置基準 (へ)

1 用語の定義 (へ)

- (1) 連動起動 省令第25条第3項第4号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する」機能をいう。(へ)
- (2) 連動停止装置 連動起動機能を強制的に停止する装置をいう。(へ)

2 連動起動

起動方法は、次によること (へ)

- (ア) 起動信号は、自動火災報知設備の感知器からの火災信号又は中継器若しくは発信機からの火災表示信号によること。(へ)
- (イ) 建物全体の火災信号により起動すること。ただし、省令第25条第3項第4号に規定する部分に、防火対象物の他の部分から独立して自動火災報知設備が設置されている場合は、当該部分に係る火災信号により起動することができる。(へ)

3 連動停止装置

連動起動機能を有する火災通報装置には、連動停止装置を次に従って設けること。(へ)

- (ア) 連動停止装置は、自動火災報知設備及び火災通報装置から独立した箱体等により設置すること。(へ)
- (イ) 連動停止機能は、火災通報装置専用とすること。ただし、自動火災報知設備の移報機能の制限等があり、専用とすることができない場合はこの限りではない。(へ)
- (ウ) 連動機能を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。(へ)
- (エ) 電源は、原則として自動火災報知設備受信機から供給されること。当該方法によることができない場合においては、火災通報装置から供給すること。(へ)